

平成 28 年 度

## 田 川 市 行 政 監 査 結 果 報 告

(本市に事務局を置き、市職員が従事している任意団体事務)

田 川 市 監 査 委 員

田 監 第 90 号

平成 29 年 2 月 10 日

田 川 市 議 会 議 長	梅 林 史 殿
田 川 市 長	二 場 公 人 殿
田 川 市 教 育 委 員 会 教 育 長	吉 柳 啓 二 殿
田 川 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	森 本 隆 志 殿
田 川 市 農 業 委 員 会 会 長	高 熊 嘉 則 殿

田川市監査委員 丸 谷 芳 昭

田川市監査委員 陸 田 孝 則

平成 28 年度田川市行政監査結果報告書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定に基づき行政監査を実施した結果について、同法同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を決定したので提出します。

## 目 次

1. 監査の種類	1
2. 監査のテーマ	1
3. 監査の目的	1
4. 監査の対象部署	1
5. 監査の範囲	1
6. 監査の期間	1
7. 監査の方法	1
8. 監査の着眼点	1
9. 監査の結果	2
第1 監査結果の概要及び意見	4
第2 おわりに（総括）	23

## 1. 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

## 2. 監査のテーマ

「本市に事務局を置き、市職員が従事している任意団体事務」

## 3. 監査の目的

本市の庁舎内には、他の行政機関や民間等の協力などを得ながら事業を効果的に進めるために、協議会や実行委員会などの任意団体が設置され、本市の職員が事務局の業務に従事している実態がある。

こうした任意団体の事務局のあり方については、社会経済情勢や行政ニーズの変化に伴い十分な公益性があるのか、また、事務処理等の正確性や効率性、相互牽制の態勢に問題がないのかなどの観点から十分な検証を行うことが必要である。

したがって、以上の点をふまえ、「本市に事務局を置き、市職員が従事している任意団体事務」について、今後の適正な事務執行の確保を図り、もって本市の行財政改革の推進に資することを目的として監査を実施した。

## 4. 監査の対象部署

全部署

## 5. 監査の範囲

平成27年度に事業の実績があり、かつ、平成28年度において本市に事務局を置き、市職員が従事している任意団体の事務を対象とした。

## 6. 監査の期間

平成28年10月11日（火）から平成29年1月23日（月）まで

## 7. 監査の方法

- (1) 任意団体に関する調査票により事前調査を実施。
- (2) (1)の事前調査をもとに各所管課への聞き取り調査及び実査の実施。

## 8. 監査の着眼点

- (1) 任意団体に対する市職員の関与は適切になされているか
- (2) 任意団体の運営等は適切になされているか
- (3) 任意団体に対する点検等は適切になされているか
- (4) 任意団体に対する今後の関与について検討がなされているか

## 9. 監査の結果

今回の監査の結果として、次の点を改善されたい。

- (1) 市職員が公務として任意団体事務に従事する場合は、その根拠を明確にするため、事務分掌規則に規定するか事務分担表等の中で明文化されたい。
- (2) 任意団体の規約等は、団体の設置・運営の根拠となるものであるため、未制定の団体は規約等を制定されたい。  
また、任意団体の規約等に「事務局を市庁舎内に置く規定」がない団体については、事務局を担うことの根拠を明確にするため、規約等に規定されたい。
- (3) 決裁規程、会計規程が制定（規約中の規定を含む）されていない団体については、決裁規程は権限や責任を明確にするものであり、会計規程は作成すべき証票類や会計処理の方法などを明確にするものであるため、規程を制定されたい。
- (4) 任意団体に独自の監査機関がない団体については、適正な会計事務を担保し、透明性を確保するため、監査機関を設置されたい。  
また、監査機関がありながら監査が行われていない団体については、確実に監査を実施されたい。
- (5) 通帳管理を徹底するとともに、通帳や届出印の保管場所や管理者が同一であったり、鍵のない事務機の引出し等で保管している団体については、管理者を明確に区分し、最低限、鍵付きの保管場所とするなど、保管・管理体制を改善されたい。
- (6) 財産を保有しているが財産台帳を整備していない団体については、財産台帳を整備されたい。
- (7) 補助金等の申請事務などを行う任意団体の担当者と、補助金等の交付決定事務などを行う市の担当者が同一となっている所管課等においては、相互牽制を図りチェック機能が働くような体制に改善されたい。
- (8) 市から補助金等を受け、多額の繰越金を有する団体に対しては、公費の適正な執行の観点から、予算編成時において、繰越額の予算に対する割合に応じ補助金の額を調整するなどの方法に改善されたい。

- (9) 任意団体に対する点検等については、事故等の未然防止を図るため、市として適切に団体に対する点検・指導を行うことが必要であるため、任意団体に関与していない市職員が定期的に点検等を行い、その結果について報告させるような体制に改善されたい。
- (10) 設立から相当の期間が経過している任意団体も多い中、取り巻く環境も大きく変化しており、日常のマネジメントの一環として任意団体のあり方について検証し、説明責任を果たしていくことが必要なことから、マネジメント（特に部課長）の改善を図られたい。
- (11) 以上の指摘については、第6次行政改革の取組メニューに掲げるなどにより、早急かつ全庁的に改善を図られたい。

監査結果の概要及び意見については、以下のとおりである。

## 第1 監査結果の概要及び意見

### 1. 監査の対象とした任意団体の概要

全部署に対し、調査票の提出を求めることにより、本市に事務局を置き市職員が従事している任意団体に関する調査を実施した。

提出された調査票を集約した結果、当該監査の対象となる団体を所管する部署は5部署、所管課等数は12課等、団体数は36団体であった。

(1) 部署別の集約結果は、次のとおりである。

部署別の状況

部署	所管課等数	団体数
総務部	3	6
市民生活部	3	3
建設経済部	3	15
教育部	2	10
議会事務局	0	0
行政委員会事務局	1	2
水道局	0	0
市立病院	0	0
計	12	36

※ 職務上関連があっても、法人格を有する団体や、法律及びこれに基づく政省令の規程などにより設置された団体は調査の対象としない。

※ 地方公共団体等で構成される団体で、持ち回りにより当番市等に事務局が置かれる団体は調査の対象としていない。

※ 職員の親睦団体は、調査の対象としていない。

※ 教育委員会（学校その他教育機関を含む）は、市費負担職員が従事する場合を対象としている。

(2) 所管課等別の任意団体の状況（平成 27 年度における市からの補助金等の額と収入決算額に占める繰越額の割合を含む）は、次のとおりである。

### 所管課等別の任意団体の状況

（単位：円、％）

No.	部 局	所管課等	団 体 名	市からの補助金等の額	収入決算額に占める繰越額の割合
1	総務部	総合政策課	田川地区広報連絡会議	8,000	55.1
2		総務課	田川地区電子自治体推進協議会	—	—
3		安全安心まちづくり課	きれいなまちづくり市民協議会	130,000	0.0
4			田川市防犯協会	800,000	30.1
5			田川市暴力絶滅市民会議	—	—
6			田川市民交通安全推進協議会	134,000	21.5
7	市民生活部	生活支援課	田川市民生委員児童委員協議会	700,000	8.3
8		市民課	田川市郡戸籍住民基本台帳事務協議会	2,000	90.2
9		環境対策課	田川市環境衛生連合会	—	—
10	建設経済部	産業振興課	田川市雇用創造協議会	—	—
11			田川地域農業振興協議会	64,600	14.8
12			田川市農業振興地域整備促進協議会	—	—
13			田川市農業経営改善計画認定審査会	—	—
14			田川市認定農業者連絡協議会	—	—
15			田川市市民体験農園運営委員会	540,000	0.0
16			田川市地域水田農業推進協議会	2,000,000	0.0
17			田川市人・農地プラン検討会	—	—
18			田川市鳥獣被害対策協議会	504,673	0.0
19			たがわ魅力向上課	ふるさと炭坑節キャラバン隊 田川市PR事業実行委員会	2,500,000
20		筑豊フェア（田川の部）実行委員会		102,260	27.7
21		TAGAWAコールマイン・フェスティバル実行委員会		7,000,000	5.8
22		田川市地域公共交通会議		9,547,000	49.5
23		平成筑豊鉄道推進協議会	400,000	1.6	
24	都市計画課	田川市緑化推進委員会	4,700,000	7.8	

25	教育部	学校教育課	田川市学校保健会	220,000	42.2		
26			田川市学校給食会	—	—		
27		文化生涯学習課	田川市子ども会育成会連絡協議会	153,000	7.0		
28			田川市青少年育成会連絡協議会	92,000	23.5		
29			田川市公民館連絡協議会	90,000	5.2		
30			田川市優秀映画鑑賞推進事業実行委員会	—	—		
31			田川市「芸術文化体験事業」実行委員会	300,000	0.0		
32			こども音楽祭実行委員会	—	—		
33			田川市秋季市民文化祭実行委員会	380,000	0.0		
34			田川市世界記憶遺産活用活性化推進委員会	3,577,183	0.0		
35			行政委員会 事務局	選挙管理委員会	田川市明るい選挙推進協議会	—	—
36					田川地区明るい選挙推進協議会	—	—

※「—」は市からの補助金等を受けていない団体

## 2. 任意団体に対する市職員の関与について

### (1) 市職員が任意団体事務に従事する根拠

#### ① 市職員が任意団体事務に従事する根拠は何か

区 分	団体数	構成比(%)
課等の分掌事務を定める規程等に市の業務として位置付けられている	9	25.0
課等の分掌事務を定める規程等に市の業務として位置付けられてはいないが、業務命令（事務分担表等）により従事している	16	44.4
職務専念義務免除により従事している	0	0
根拠等は無く慣例により従事している	11	30.6
計	36	100.0

団体事務に従事する根拠等については、「職務専念義務免除」の団体はなく、「根拠等は無く慣例」が11団体（全体の30.6%）となっている。

#### 監査意見

地方公務員法第30条において、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と規定されており、また、同法第35条により、職員には職務に専念する義務が課せられている。したがって、「根拠等は無く慣例」によって業務を行ってはならず、市職員が任意団体事務に従事するには、職務専念義務免除の手続きを行わない場合は（ただし、この手続きは極めて限定的かつ慎重に行うべき）、事務分掌規則に規定するか事務分担表等に基づいて業務命令を行い、「市がなすべき職務」である根拠を明確にすることが必要である。

(2) 市の事務と任意団体の事務との区別

- ① 補助金等を任意団体へ交付している場合において、補助金等を申請する団体の担当者と、補助金等の交付事務を行う市の担当者はどうなっているか

区 分	団体数	構成比 (%)
それぞれ別の市職員が処理している	4	11.1
ともに同一の市職員が処理している	18	50.0
団体の申請は市職員以外が処理している	1	2.8
市からの補助金等の交付はない	13	36.1
計	36	100.0

市からの補助金等の交付がない 13 団体を除く 23 団体中、補助金申請する団体の担当者で交付事務の担当者が同一の市職員となっている団体が 18 団体 (78.3%) となっている。

**監査意見**

補助金等の申請事務などを行う任意団体の担当者で、補助金等の交付決定事務などを行う市の担当者が同一職員となっている所管課等においては、補助金交付手続の適正執行の点から、相互牽制が図られ、チェック機能が働くような体制を整備する必要がある。

3. 任意団体の運営について

(1) 任意団体の概要

- ① 任意団体の代表者は誰か

区 分	市職員が代表者				市職員以外が代表者	計
	市長	副市長	教育長	部長・課長		
団体数	7	0	1	6	22	36
構成比 (%)	19.4	0	2.8	16.7	61.1	100.0

市職員が代表となっている団体は 14 団体 (全体の 38.9%)、市職員以外が代表となっている団体は 22 団体 (全体の 61.1%) となっている。

② 任意団体設立後の経過年数

区 分	5年未満	5～10年未満	10～20年未満	20～30年未満	30～40年未満	40年以上	計
団体数	5	3	7	5	7	9	36
構成比(%)	13.9	8.4	19.4	13.9	19.4	25.0	100.0

設立後の経過年数が10年未満が8団体（全体の22.3%）、10年以上20年未満の団体が7団体（全体の19.4%）、20年以上の団体が21団体（全体の58.3%）となっている。

**監査意見**

団体設立後、相当の期間が経過している団体があり、設立当初の必要性や設立目的等が薄れてきていないかが問題視されるところであり、定期的に検証を行うことが必要である。

③ 市から交付された補助金等及び委託料が、任意団体の収入合計に占める割合はどうか

区 分	交付なし	30%未満	30～50%未満	50～80%未満	80～100%未満	100%	計
団体数	13	11	5	2	4	1	36
構成比(%)	36.1	30.5	13.9	5.6	11.1	2.8	100.0

市からの補助金等交付なしの13団体を除いた23団体中、収入合計に占める割合が50%未満の団体が16団体で（69.6%）、50%以上の団体が7団体（30.4%）となっている。

(2) 団体の規約等の整備状況

① 任意団体の規約等は制定されているか

区 分	有	無	計
団体数	35	1	36
構成比(%)	97.2	2.8	100.0

団体の規約等の制定については、35団体（全体の97.2%）で制定されていたが1団体が規約等なしとなっている。

**監査意見**

規約等は、当該団体の設置・運営の根拠となるものであるため、制定されていない

団体は整備する必要がある。

② 任意団体の規約等に事務局を市庁舎内に置く旨の規定があるか

区 分	有	無	規約等なし	計
団体数	32	3	1	36
構成比(%)	88.9	8.3	2.8	100.0

団体の規約等に事務局を市庁舎内に置く旨の規定がある団体は、32 団体（全体の 88.9%）であるが、4 団体で規定なしとなっている。

**監査意見**

市と任意団体は異なる組織であるため、市が特定の団体を支援し事務局を担うことの根拠について、規約等に規定し明確化する必要があるため、規定がない団体は整備する必要がある。

③ 決裁規程は制定されているか

区 分	有	無	計
団体数	4	32	36
構成比(%)	11.1	88.9	100.0

決裁規程は 4 団体で制定されていたが、32 団体（全体の 88.9%）で規定なしとなっている。

**監査意見**

決裁規程は、権限や責任を明確にするものであるため、制定されていない団体は整備する必要がある。

④ 会計規程は制定されているか

区 分	有	無	計
団体数	6	25	31
構成比(%)	19.4	80.6	100.0

会計規程は、出納事務を有しない 5 団体を除く 31 団体中 6 団体で制定されていたが、25 団体（80.6%）で規定なしとなっている。

**監査意見**

会計規程は、作成すべき証票類や会計処理の方法などを明確にするものであるため制定されていない団体は整備する必要がある。

## (3) 任意団体における会計事務の状況

## ① 任意団体の出納事務をおこなっているか

区 分	行っている	行っていない	計
団体数	31	5	36
構成比(%)	86.1	13.9	100.0

団体の出納事務を行なっている団体は、31 団体（全体の 86.1%）となっている。

## ② 収入・支出に係る決裁書類等は作成されているか

区 分	作成している	作成していない	計
団体数	30	1	31
構成比(%)	96.8	3.2	100.0

出納事務を有しない 5 団体を除く 31 団体中、収入・支出に係る決裁書類等を作成している団体は 30 団体（96.8%）となっているが、作成されていない団体が 1 団体ある。

**監査意見**

任意団体の会計事務であっても、市職員が行う以上は公金の取扱いに準じ厳正に処理することが必要であるため、決裁書類等を作成していない団体は整備する必要がある。

## ③ 任意団体に監査機関はあるか

区 分	有	無	計
団体数	25	6	31
構成比(%)	80.6	19.4	100.0

出納事務を有しない 5 団体を除く 31 団体中、監査機関が設置されている団体は 25 団体（80.6%）となっているが、6 団体で設置されていなかった。

**監査意見**

監査機関は任意団体の適正な会計事務を担保し、透明性を確保するために必要な機関であるため、監査機関がない団体は設置すべきである。

## ④ 監査は行われているか

区 分	行っている	行っていない	計
団体数	24	1	25
構成比(%)	96.0	4.0	100.0

監査機関が設置されている 25 団体中、監査が行われていたのは 24 団体（96.0%）であり、1 団体では行われていなかった。

**監査意見**

適正な会計事務を行っているか検証するため、確実に監査を行うべきである。

## ⑤ 現金出納簿等の検査は誰が行っているか

区 分	団体 監査機関	事務局職員	担当課職員	行っていない	計
団体数	21	9	0	1	31
構成比(%)	67.8	29.0	0	3.2	100.0

出納事務を有しない 5 団体を除く 31 団体中、現金出納簿等の検査は団体監査機関が最も多く 21 団体（67.8%）となっていたが、1 団体で検査が行われていなかった。

**監査意見**

団体監査機関による検査だけでなく、現金出納簿と預金残高の確認を複数の者が毎月チェックを行うなど、担当課として団体の会計処理が適正に行われているかの検査体制の整備が必要である。

(4) 現金等の管理状況

① 預金通帳の名義は誰か

区 分	市職員 (管理職)	市職員 (係長職)	市職員 (担当者)	市職員以外 (会長等)	通帳なし	計
団体数	16	0	0	13	2	31
構成比(%)	51.6	0	0	41.9	6.5	100.0

出納事務を有しない5団体を除く31団体中、預金通帳の名義が市職員となっている団体が16団体(51.6%)、市職員以外(会長等)となっている団体が13団体(41.9%)となっているが、2団体で出納事務を行なっているが預金通帳を使用していなかった。

② 預金通帳の保管者は誰か

区 分	市職員 (管理職)	市職員 (係長職)	市職員 (担当者)	市職員以外 (会長等)	通帳なし	計
団体数	8	3	16	2	2	31
構成比(%)	25.8	9.7	51.7	6.4	6.4	100.0

出納事務を有しない5団体を除く31団体中、預金通帳の保管者が市職員である団体が27団体(87.2%)であり、役職別では担当者が最も多く16団体(51.7%)となっている。

③ 預金通帳の保管場所はどこか

区 分	金庫	保管キャビ ネット	事務機の 引出し	その他	通帳なし	計
団体数	10	15	3	1	2	31
構成比(%)	32.3	48.4	9.7	3.2	6.4	100.0

出納事務を有しない5団体を除く31団体中、預金通帳の保管場所では保管キャビネットが一番多く15団体(48.4%)であり、3団体で事務機の引出しとなっている。

④ 預金通帳の届出印の保管場所はどこか

区 分	金庫	保管キャビ ネット	事務機の 引出し	その他	通帳なし	計
団体数	4	17	7	1	2	31
構成比(%)	12.9	54.9	22.6	3.2	6.4	100.0

出納事務を有しない5団体を除く31団体中、預金通帳の届出印の保管場所では保管キャビネットが一番多く17団体(54.9%)であり、7団体で事務機の引出しとなっ

ている。

⑤ 伝票等証票類は保管しているか

区 分	保管している	保管していない	作成していない	計
団体数	30	0	1	31
構成比(%)	96.8	0	3.2	100.0

出納事務を有しない5団体を除く31団体中、伝票等証票類を作成している30団体(96.8%)で保管している。

**監査意見**

任意団体の現金等の管理は公金に準じ厳正に処理することが必要であるので、必ず通帳による管理を行うとともに、通帳や届出印の保管場所や管理者が同一であったり、鍵のない事務機の引出し等で保管している団体については、管理者を明確に区分するなど、相互牽制態勢の確立と保管・管理体制の点検が必要である。

(5) 財産の管理状況

① 財産を有しているか

区 分	有	無	計
団体数	12	24	36
構成比(%)	33.3	66.7	100.0

財産を保有する団体は、12団体(全体の33.3%)となっている。

② 財産を管理しているのは誰か

区 分	市職員	団体職員	財産なし	計
団体数	11	1	24	36
構成比(%)	30.6	2.8	66.6	100.0

財産を保有する12団体中、市職員が財産を管理している団体は11団体(91.7%)となっている。

③ 財産台帳はあるか

区 分	有	無	計
団体数	1	11	12
構成比(%)	8.3	91.7	100.0

財産を有している 12 団体中、財産台帳が整備されているのは 1 団体のみとなっている。

**監査意見**

任意団体の財産であっても、市職員が保管する以上は公有財産の取扱いに準じて処理することが必要であるため、財産を保有する団体は財産台帳を整備する必要がある。

(6) 補助金等を受けている任意団体の繰越金の状況について

① 任意団体の平成 27 年度決算における次年度への繰越額はいくらか

区 分	繰越金 なし	10,000 円 未満	50,000 円 未満	100,000 円 未満	100,000 円 以上	計
団体数	6	6	3	4	9	28
構成比(%)	21.4	21.4	10.7	14.3	32.2	100.0

市や県等から補助金の交付を受けていない 8 団体を除く 28 団体中、繰越額がある団体は 22 団体 (78.6%) となっている。

② 平成 27 年度収入決算額に対する繰越額の割合はどうか

区 分	繰越金 なし	10% 未満	10~50% 未満	50~80% 未満	80~100% 未満	100% 以上	計
団体数	6	11	9	0	2	0	28
構成比(%)	21.4	39.2	32.2	0	7.2	0	100.0

市や県等から補助金の交付を受けていない 8 団体を除く 28 団体中、収入決算額に対する繰越額の割合が 50%未満の団体が 20 団体 (71.4%) であり、80%以上の団体が 2 団体 (7.2%) となっている。

**監査意見**

市から補助金等を受け、多額の繰越金を有する団体に対しては、公費の適正な執行の観点から惰性的に前年度同額を補助するのではなく、予算編成時において繰越額の予算に対する割合に応じ補助金の額を調整するなどの方法の導入が必要である (5 ページ「所管課等別の任意団体の状況」参照)。

#### 4. 任意団体に対する点検等について

##### (1) 任意団体事務に係る市の点検状況

###### ① 任意団体に関与していない市職員による出納事務の点検が行われているか

区 分	出納事務				計
	有		無		
	点検済	未点検	点検済	未点検	
団体数	2	29	0	5	36
構成比(%)	5.6	80.5	0	13.9	100.0

任意団体に関与していない市職員による現金出納簿等の点検は、出納事務を有している団体 31 団体中、29 団体（93.5%）で「未点検」となっている。

###### ② 任意団体に適正な事務執行に関する指導を行っているか

区 分	文書指導 している	口頭指導 している	指導していない	計
団体数	0	12	24	36
構成比(%)	0	33.3	66.7	100.0

適正な事務執行に関する指導は、「口頭指導」が 12 団体（全体の 33.3%）であり 24 団体（全体の 66.7%）が「指導無」となっている。

#### 監査意見

任意団体については、市以外の多様な組織・人材を活用できることや、簡便かつ迅速に事務処理を行うことができる反面、市と団体の事務事業の区別がつかなくなり、責任の所在が不明確になりかねないこと、団体独自の運営を行っているため会計事務が安易に処理されやすいことなどの短所もあることから、団体内部のチェック体制が不十分な場合不正事案に発展する恐れがある。

よって、事故等の未然防止を図るため、市としても定期的かつ適切に団体に対する点検・指導を行うことが必要であり、具体的には任意団体に関与していない市職員が点検等を行い、その結果について報告させるなどの体制が必要である。

## 5. 任意団体に対する今後の関与について

### (1) 任意団体のあり方

#### ① 任意団体のあり方についての検討は行われているか

区 分	団体数	構成比(%)
団体の廃止について検討している	4	11.1
団体の事務局の移管について検討している	0	0
団体の事務の移管について検討している	3	8.3
検討はしたが見直さない	2	5.6
特に検討はしていない	27	75.0
計	36	100.0

団体のあり方についての検討は、「検討無」が27団体で全体の75.0%を占め、「団体の廃止」あるいは「団体事務の移管」について検討している団体は7団体で全体の19.4%にとどまっている。

### (2) 任意団体の今後の方向性

#### ① 任意団体の必要性はどうか

区 分	継続	統廃合の 検討が必要	充実強化	廃止	計
団体数	25	4	6	1	36
構成比(%)	69.4	11.1	16.7	2.8	100.0

団体の必要性については、今後とも事業を継続する必要があるとした団体が25団体で全体の69.4%を占め、廃止あるいは統廃合を検討する必要があるとした団体は5団体で全体の13.9%にとどまっている。

#### ② 今後の市職員の任意団体への事務従事のあり方はどうか

区 分	現状維持	段階的に 縮減	充実強化	廃止	計
団体数	28	5	2	1	36
構成比(%)	77.7	13.9	5.6	2.8	100.0

今後の市職員の団体への事務従事のあり方については、「現状維持」とした団体が28団体で全体の77.7%を占め、「廃止」あるいは「段階的に縮減」とした団体は6団体で全体の16.7%にとどまっている。

③ 市に事務局を置く必要性はどうか

区 分	やむを得ない	望ましい	移管する 必要あり	廃止	計
団体数	26	7	2	1	36
構成比(%)	72.2	19.4	5.6	2.8	100.0

市に事務局を置く必要性については、「やむを得ない」とした団体が26団体で全体の72.2%を占め、「望ましい」とした7団体と合わせると33団体で全体の91.6%を占め、「廃止」あるいは「移管」とした団体は3団体で全体の8.4%にとどまっている。

④ 同じような任意団体について、他市の状況調査を行ったことがあるか

区 分	実施	未実施	計
団体数	7	29	36
構成比(%)	19.4	80.6	100.0

同じような任意団体の他市への状況調査については、未実施が29団体で全体の80.6%を占め、実施した団体は7団体で全体の19.4%となっている。

⑤ 他市の状況はどうであったか

区 分	団体数	構成比(%)
本市と同様に、市に事務局を置き市職員が事務局職員を兼ねている	7	100.0
事務局は外部にあるが、市職員が事務局職員を兼ねている	0	0
市職員はかかわらず、自主運営されている	0	0
計	7	100.0

他市への状況調査を行った7団体すべてで、本市と同様に市に事務局を置き市職員が事務局職員を兼ねている状況となっている。

## 6. 総合分析

### (1) 「任意団体の主要項目別調査結果」について（表1）

表1は、今回の監査における主要項目の調査結果を一覧表としてまとめたものである。中でも特に重要と考えられる調査項目（5項目）を「◎」で表記しており、一覧表の下部にある団体ほど問題点が多いことが分かる。

一覧表の上部にある団体についても「完璧」ではなく、何らかの課題を抱えている状況であり、最も問題な点は多くの検討すべき課題がありながら「団体のあり方について検討している団体」が9団体（全体の25%）と極めて少数にとどまっている点である。

### (2) 「任意団体の設立経過年数と今後の関与等との関係」について（表2）

表2は、「表1」の分析に加え、団体ごとの設立経過年数と「事務従事の根拠の有無」「団体に対する今後の関与の状況」、及び「他市の状況調査の実施の有無」との関係性を見たものである。

この表からは、①設立経過年数による際立った特徴はないが、設立から40年以上の団体のすべてが「事務従事の根拠」を有しており、反面、設立から10年未満の比較的新しい団体（8団体）の中でも半数の4団体が「事務従事の根拠」を有していないこと、②「事務従事の根拠」、「あり方の検討」、「他市への状況調査」のすべてが「×」の団体が8団体（全体の22%）あること、③各部署での現状把握・検討に欠かせない「他市への状況調査」を実施している団体が7団体（全体の19%）と非常に低調な状況であること、などが分かる。

特に、「あり方について検討していない」27団体（75%）については、今後の関与（団体の必要性、事務事業のあり方、事務局を置く必要性）に対する回答が如何にして導かれたのか、甚だ疑問が残るところである。

### 監査意見

任意団体は、いずれも本市の事務事業の円滑な推進、行政事務の効率化、市民意識の啓発などの目的をもって設立されたものと考えられるが、社会環境や行政需要は刻々と変化しており、常に団体の設置目的に照らした達成度や団体事業の有効性、さらには団体の運営方法や職員体制などについての検証が必要である。

また、今回の監査から総じて言えることは「放置」と「無策」の実態があることである。そもそも、根拠を持たずに業務を行ったり、させたり、課題に対する認識や改革改善への意識、努力が乏しいということは、責任放棄や市民への説明責任の欠落としか映らない。すなわち、言い換えれば、これはマネジメント、特に部課長のマネジメントに問題があると思われ、さらに言えば、このようなマネジメントを看過してきた組織管理や職員評価のあり方にも一因があるように思われる。

是非とも、①現状分析→②改善策検討→③実施方法・体制見直し、というマネジメントサイクルを確立させ、問題点の克服に取り組んで頂きたい。

なお、今回の是正すべき事項については、現在検討中の第6次行政改革の取組メニューに掲げるなどにより、早急かつ全庁的に改善を図ってほしい。

表1 【任意団体の主要項目別調査結果】

No.	団体名	所管課等	事務従事する根拠あり	補助金申請と交付事務は別の職員が行っている	団体に規約等がある	事務局を市庁舎内に置く規定あり	決裁規程あり	会計規程あり	団体に監査機関がある		現金出納簿等の検査を市職員が行っている	団体のあり方を検討している
										監査を行っている		
1	田川市防犯協会	安全安心まちづくり課	◎	×	◎	◎	×	×	◎	○	×	◎
2	田川市民交通安全推進協議会	安全安心まちづくり課	◎	×	◎	◎	×	×	◎	○	×	◎
3	田川市民生委員児童委員協議会	生活支援課	◎	×	◎	◎	×	×	◎	○	×	◎
4	田川地区明るい選挙推進協議会	選挙管理委員会	◎	—	◎	◎	×	×	◎	○	×	◎
5	田川市雇用創造協議会	産業振興課	◎	—	◎	◎	×	○	◎	×	○	◎
6	田川市明るい選挙推進協議会	選挙管理委員会	◎	—	◎	◎	×	—	—	—	—	◎
7	田川市緑化推進委員会	都市計画課	◎	○	◎	◎	○	○	◎	○	×	×
8	田川市地域水田農業推進協議会	産業振興課	◎	×	◎	◎	○	○	◎	○	×	×
9	田川市子ども会育成会連絡協議会	文化生涯学習課	◎	○	◎	◎	×	×	◎	○	○	×
10	田川地域農業振興協議会	産業振興課	◎	○	◎	◎	×	×	◎	○	×	×
11	田川市学校給食会	学校教育課	◎	—	◎	◎	×	×	◎	○	○	×
12	田川市青少年育成会連絡協議会	文化生涯学習課	◎	○	◎	◎	×	×	◎	○	×	×
13	TAGAWA コールマイン・フェスティバル実行委員会	たがわ魅力向上課	×	×	◎	◎	×	○	◎	○	×	◎
14	田川市環境衛生連合会	環境対策課	◎	—	◎	◎	×	×	◎	○	×	×
15	田川地区広報連絡会議	総合政策課	◎	×	◎	◎	×	×	◎	○	×	×
16	田川市学校保健会	学校教育課	◎	×	◎	◎	×	×	◎	○	×	×
17	田川市鳥獣被害対策協議会	産業振興課	◎	×	◎	◎	×	×	◎	○	×	×
18	田川市暴力絶滅市民会議	安全安心まちづくり課	◎	—	◎	◎	×	×	×	×	×	◎
19	田川地区電子自治体推進協議会	総務課	◎	—	◎	◎	×	—	—	—	—	×
20	田川市農業振興地域整備促進協議会	産業振興課	◎	—	◎	◎	×	—	—	—	—	×
21	田川市農業経営改善計画認定審査会	産業振興課	◎	—	◎	◎	×	—	—	—	—	×
22	田川市人・農地プラン検討会	産業振興課	◎	—	◎	◎	×	—	—	—	—	×
23	筑豊フェア（田川の部）実行委員会	たがわ魅力向上課	×	×	◎	◎	○	○	◎	○	×	×
24	田川市地域公共交通会議	たがわ魅力向上課	×	×	◎	◎	○	○	◎	○	×	×
25	平成筑豊鉄道推進協議会	たがわ魅力向上課	×	○	◎	◎	×	×	◎	○	○	×
26	田川市認定農業者連絡協議会	産業振興課	◎	—	◎	◎	×	×	×	×	○	×
27	きれいなまちづくり市民協議会	安全安心まちづくり課	◎	×	◎	◎	×	×	×	×	○	×
28	田川市公民館連絡協議会	文化生涯学習課	◎	×	◎	◎	×	×	×	×	○	×
29	田川市市民体験農園運営委員会	産業振興課	◎	×	◎	×	×	×	◎	○	×	×
30	田川市優秀映画鑑賞推進事業実行委員会	文化生涯学習課	×	—	◎	◎	×	×	◎	○	×	×
31	田川市世界記憶遺産活用活性化推進委員会	文化生涯学習課	×	×	◎	◎	×	×	◎	○	×	×
32	田川市郡戸籍住民基本台帳事務協議会	市民課	×	×	◎	◎	×	×	×	×	○	◎
33	ふるさと炭坑節キャラバン隊田川市PR事業実行委員会	たがわ魅力向上課	×	×	◎	◎	×	×	×	×	○	×
34	田川市「芸術文化体験事業」実行委員会	文化生涯学習課	×	×	◎	×	×	×	◎	○	×	×
35	田川市秋季市民文化祭実行委員会	文化生涯学習課	×	×	◎	×	×	×	◎	○	×	×
36	こども音楽祭実行委員会	文化生涯学習課	×	—	×	×	×	×	◎	○	×	×

※「◎」は特に重要調査項目を表している。

※「—」は市から補助金が交付されていない団体または出納事務がない団体である。

表2【任意団体の設立経過年数と今後の関与等との関係】

設立経過年数	団体名	事務 根拠 あり する	団 体 の あ り 方 に つ い て 検 討	団体の必要性	事務従事のあり方	事務局を置く必要性	他市への状況調査
				継続(●) 統廃合の検討(○) 充実強化(△) 廃止(☆)	現状維持(●) 段階的に縮減(○) 充実強化(△) 廃止(☆)	やむを得ない(●) 移管が必要(○) 望ましい(△) 廃止(☆)	実施(○) 未実施(×)
5年未満	田川市雇用創造協議会	◎	◎	☆	☆	☆	×
	田川市人・農地プラン検討会	◎	×	●	●	△	×
	田川市鳥獣被害対策協議会	◎	×	△	△	●	○
	筑豊フェア（田川の部）実行委員会	×	×	●	●	●	×
	田川市世界記憶遺産活用活性化推進委員会	×	×	●	●	△	○
5年～10年未満	田川市環境衛生連合会	◎	×	●	●	●	×
	ふるさと炭坑節キャラバン隊田川市PR事業実行委員会	×	×	●	●	●	×
	田川市地域公共交通会議	×	×	●	●	●	×
10年～20年未満	田川地区広報連絡会議	◎	×	●	●	●	×
	田川地区電子自治体推進協議会	◎	×	●	●	△	×
	田川市市民体験農園運営委員会	◎	×	△	△	●	×
	田川市地域水田農業推進協議会	◎	×	●	●	●	×
	TAGAWAコールマイン・フェスティバル実行委員会	×	◎	△	○	○	×
	田川市青少年育成会連絡協議会	◎	×	●	●	△	○
	田川市「芸術文化体験事業」実行委員会	×	×	●	●	●	×
20年～30年未満	きれいなまちづくり市民協議会	◎	×	●	●	●	×
	田川市農業経営改善計画認定審査会	◎	×	●	●	●	×
	田川市認定農業者連絡協議会	◎	×	●	●	●	×
	平成筑豊鉄道推進協議会	×	×	●	●	●	×
	田川市優秀映画鑑賞推進事業実行委員会	×	×	●	●	●	×
30年～40年未満	田川市郡戸籍住民基本台帳事務協議会	×	◎	●	●	●	×
	田川市緑化推進委員会	◎	×	△	●	△	○
	田川市子ども会育成会連絡協議会	◎	×	●	●	△	○
	田川市公民館連絡協議会	◎	×	○	○	●	×
	こども音楽祭実行委員会	×	×	●	●	●	×
	田川市秋季市民文化祭実行委員会	×	×	●	●	●	×
	田川地区明るい選挙推進協議会	◎	◎	△	○	●	×
40年以上	田川市防犯協会	◎	◎	○	●	●	×
	田川市暴力絶滅市民会議	◎	◎	○	●	●	×
	田川市民交通安全推進協議会	◎	◎	○	●	●	×
	田川市民生委員児童委員協議会	◎	◎	●	○	○	×
	田川地域農業振興協議会	◎	×	●	●	●	○
	田川市農業振興地域整備促進協議会	◎	×	●	●	△	×
	田川市学校保健会	◎	×	●	●	●	×
	田川市学校給食会	◎	×	●	●	●	×
	田川市明るい選挙推進協議会	◎	◎	△	○	●	○

## 第2 おわりに（総括）

今回の監査は、「本市に事務局を置き、市職員が従事している任意団体事務」をテーマとし、市職員の関与状況、任意団体の運営状況、市の点検・指導状況、今後の関与等について、まず事前調査により市全体の団体の状況を把握し、当該事務を所管する課等に対して聞き取る調査及び実地調査等を実施したものである。

これらの団体は、市の事務事業の補完的な役割を果たしている団体、イベント事業等実施のため市主導で設立された団体など、設立の趣旨や事業内容、予算規模等も様々であるが、任意団体の事務処理等に当たっての共通した課題が概ね捉えられたものと考えている。

本市には任意団体の事務処理に係る統一された基準等がなく、任意団体の運営は所管する課等の裁量に委ねられているところが多いことから、内部統制に問題があれば、事件事故につながる可能性があることを十分に認識する必要がある。特に、現金預金の管理の適正化や内部チェック体制の確立など、市職員が団体の事務に関与するうえでのリスクに適切に対応することが重要である。

現状において、市政運営の効果的かつ円滑な推進に任意団体の存在は欠かせないものとなっているが、団体の事務局が庁舎内にあり、同時に事務を市職員が担っているため、ややもすると「依存」や「もたれあい」と捉えられかねない側面を併せ持っていることも事実である。このため、団体への関与については、高い透明性の確保、説明責任を十分に果たすことが何よりも大切であることは言うまでもないことである。

今回の調査で、根拠が認められないまま任意団体事務に従事しているケースが相当数あり、また、任意団体のあり方について検討していない部署が7割を超えていた。このような状況は、先の決算審査過程の「行政改革の取組状況」調査において、「該当なし」と回答する部署が数多く見受けられた状況と重なるものがあり、組織全体に問題意識の欠如、改革改善に対する意識の薄れがあるのではないかと危惧されるところである。

任意団体に対する関与等については、漫然と団体との関係や運営状態を継続するのではなく、社会状況や行政需要の変化に伴い、団体の見直しが公平・公正の視点から積極的に実施されるようマネジメントの改善などを図るべきである。

以上のことから、例えば現在検討中の第6次行政改革の取組事項に掲げることなどにより、早急かつ全庁的に任意団体に対する関係性が改善されるよう求めるものである。